

フードコミュニティ いしかわ

第22号

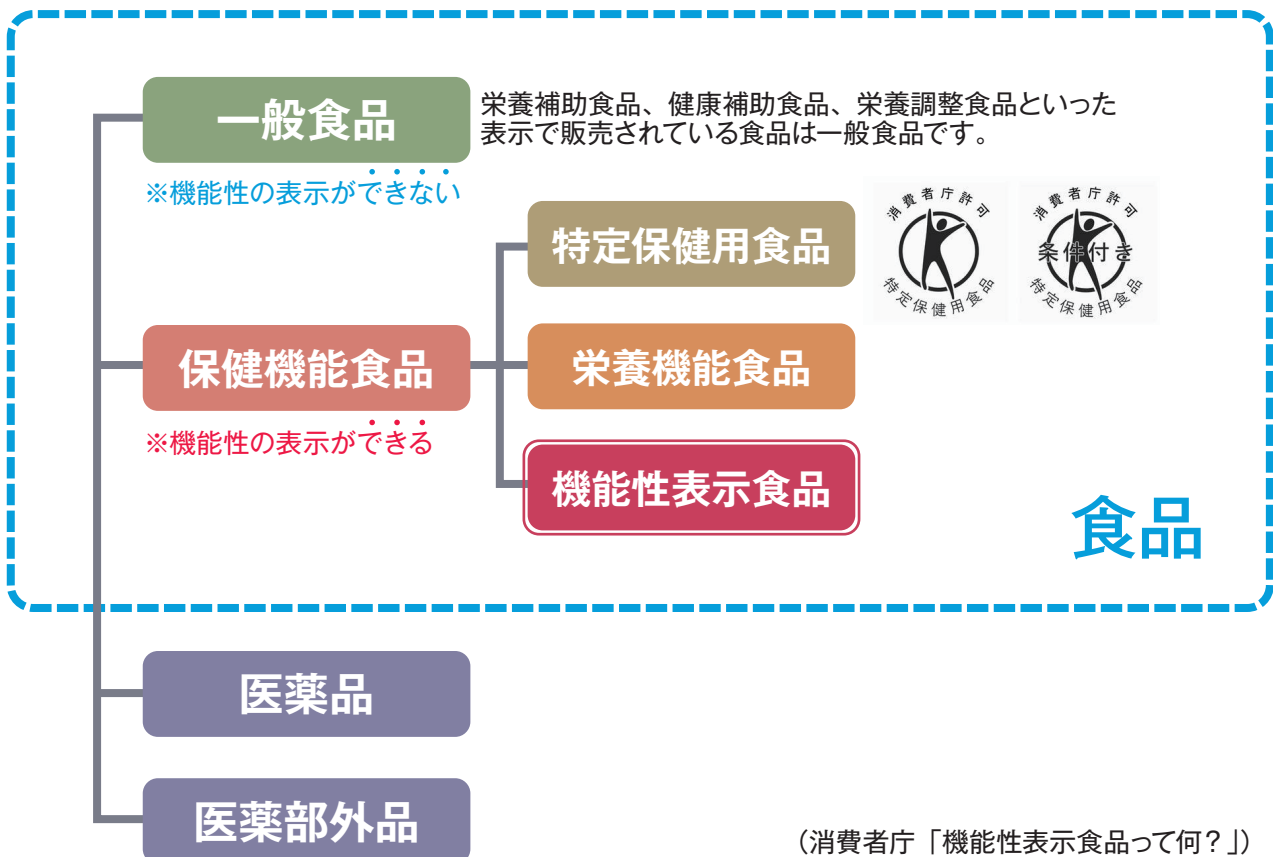
2016年3月発行

機能性表示食品について

これまで、食品の機能性を表示できる食品として保健機能食品（特定保健用食品（トクホ）、栄養機能食品）がありましたが、機能性を分かりやすく表示した食品の選択肢を増やし、消費者の皆さんが正しい情報を得てそれらの食品を選択できるような制度として、平成27年4月1日から新たに機能性表示食品制度ができました。

機能性表示食品

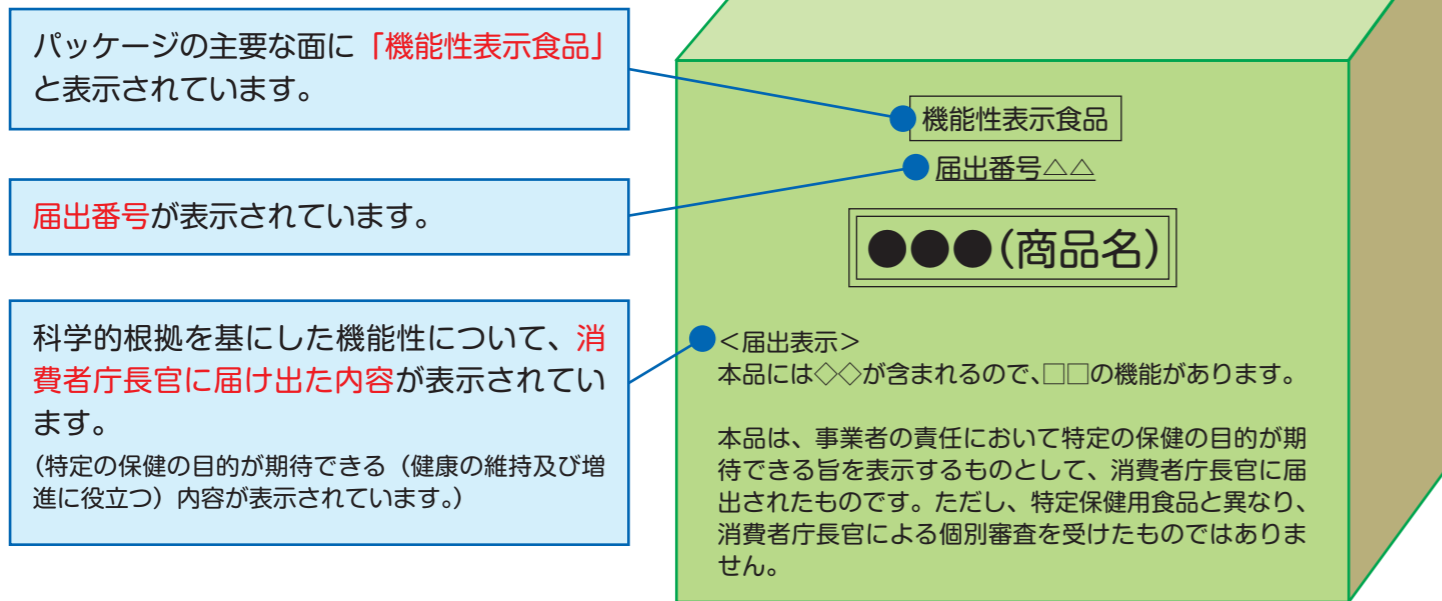
- ・ 体にどのように良いのか、健康の維持・増進に役立つといった食品の機能性を表示することができる食品です。
- ・ 国が安全性と機能性の審査を行うわけではなく、企業や生産者の責任において表示を行います。
- ・ 商品の販売前に、安全性や機能性等について、国に届け出られ、その情報が消費者庁のウェブサイトで公開されます。



(消費者庁「機能性表示食品って何?」)

機能性表示食品の表示を見てみよう

機能性表示食品に表示されている内容



利用する際の、一日に摂取する目安量、摂取方法、注意事項が表示されています。

「機能性表示食品」は、医薬品(くすり)ではありませんので、疾病の診断、治療、予防を目的として利用するものではありません。疾病のある方、医薬品(くすり)を服用されている方は、必ず医師、薬剤師に相談してください。

疾病のある方、未成年者、妊産婦(妊娠を計画している者を含む)、授乳中の方を対象に開発された食品ではありません。
※生鮮食品には、この表示はありませんが、考え方は同じです。

他にも、それぞれの食品に必要な表示事項(一括表示)、栄養成分表示に加え、機能性関与成分の量などが表示されています。

(消費者庁「機能性表示食品って何?」)

食生活は、主食、主菜、副菜を基本に、食事のバランスを。

●お問合せ先：株式会社石川
〒920-XXXX 石川県金沢市鞍月 XXX
076-XXX-XXXX

機能性表示食品が販売されるまで

企業や生産者が、国が定めたルールに基づいて安全性や機能性を評価し、その内容などを国に届け出から60日後に商品の販売が開始されます。消費者の皆さんは、商品が販売される前に、その商品の安全性や機能性がどのように確保されているかなどの情報を確認できます。

安全性の確保

以下の①～③のいずれかによって企業や生産者が評価します。

- ①動物や人での安全性試験の実施
- ②安全性に関する情報の調査
- ③以前から広く食べられていたなどの食経験

また、医薬品(くすり)との相互作用などについても評価します。

機能性の確保

販売しようとする機能性表示食品が、「どのような科学的根拠で」「だれが」「どのように摂取すると」「どのような機能性があるか」を、以下の①または②によって企業や生産者が評価します。

- ①最終製品を用いた臨床試験
- ②最終製品または機能性関与成分に関する文献調査

「研究レビュー」という手法で、科学的根拠とする研究論文を抽出する際に、肯定的な研究結果だけでなく、否定的な研究結果もすべてあわせて、総合的に「機能性」があるといえるのかを判断します。

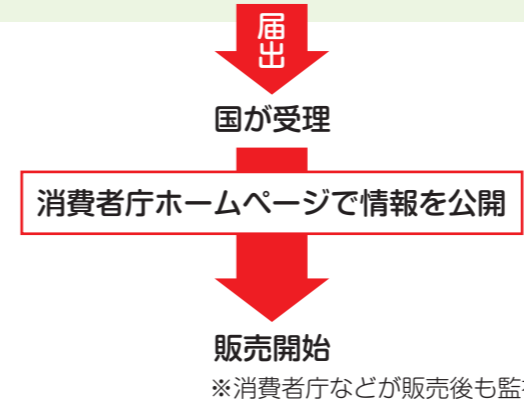
生産・製造、品質の管理

企業や生産者は、以下の①～④などの体制を整えます。

- ①加工食品の場合、製造施設や従業員の衛生管理に関する体制
- ②生鮮食品の場合、生産や採取などの衛生管理に関する体制
- ③規格外製品の出荷防止に関する体制
- ④機能性関与成分の分析方法

健康被害の情報収集体制

企業や生産者は、消費者や医療従事者などからの連絡を受け付ける体制を整え、商品のパッケージには必ず連絡先が表示されます。



消費者庁のホームページに、届出のあった機能性表示食品の情報が掲載されているので、チェックしてみましょう。
(http://www.caa.go.jp/foods/todoke_1-25.html)

届出番号	商品名	一括向け公開情報	有識者等向け公開情報		
			基本情報	機能性情報	安全性情報
A1	ナイスリムエッセンス ラクトフェリン	PDF:313KB*	PDF:3.5MB*	PDF:3.5MB*	PDF:410KB*
A2	食事の生茶	PDF:285KB*	PDF:3.0MB*	PDF:5.5MB*	PDF:1.0MB*
A3	パーフェクトフリー	PDF:206KB*	PDF:5.0MB*	PDF:3.2MB*	PDF:722KB*

機能性表示食品の利用と健康の維持・増進

機能性表示食品の利用のポイント

- まずは普段の食生活をふりかえてみましょう。
- 機能性表示食品は、たくさん摂取すれば、より多くの効果が期待できる訳ではありません。過剰摂取によって健康被害が生じることもあります。
- 体調に異変を感じたらすぐに摂取をやめましょう。

まずは普段の生活を見直しましょう

機能性表示食品をはじめとする健康食品がたくさん販売されていますが、それはあなたにとって本当に必要なものでしょうか。

健康の維持増進には、バランスのとれた食事、運動、休養が基本です。日々の生活を見直し、バランスの良い食事を摂るよう心がけて、健康食品等に頼りすぎないようにしましょう。



機能性表示食品に関する問い合わせ

機能性表示食品に関するご相談は、消費者庁食品表示企画課までご連絡ください。

健康増進や栄養表示などに関する疑問や相談は、お近くの各保健福祉センター又は金沢市保健所にご連絡ください。また、健康食品の摂取によって体調に異変を感じたら、すぐに摂取を止め、医療機関を受診し、お近くの各保健福祉センター又は金沢市保健所にご連絡ください。

消費者庁食品表示企画課	03-3507-8800
南加賀保健福祉センター企画調整課	0761-22-0793
石川中央保健福祉センター企画調整課	076-275-2252
能登中部保健福祉センター企画調整課	0767-53-2482
能登北部保健福祉センター企画調整課	0768-22-2011
金沢市保健所衛生指導課	076-234-5112

石川県 健康福祉部 食品安全対策室

〒920-8580 石川県金沢市鞍月1丁目1番地 電話 076-225-1445

メールアドレス foodsafety@pref.ishikawa.lg.jp

ホームページ 『いしかわの食の安全・安心情報』

いしかわ 食の安全

検索